

笠間市議会総務企画委員会記録

令和6年12月3日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	菌部恵一君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
消防次長兼消防総務課長	谷口哲也君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	吉沼克典君
警防課長補佐	秋山隆君
秘書課長	甘利浩行君
秘書課長補佐	鈴木俊明君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課主査	橋本真理子君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	横手和昭君
市民課長	飯村美奈子君

市 民 課 長 補 佐	松 本 光 枝 君
市 民 課 G 長	立 原 好 雄 君
市 民 課 G 長	大 平 慎 吾 君
企 画 政 策 課 長	森 望 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜紀子 君
特定プロジェクト推進室長	飯 島 亮 君
企 画 政 策 課 G 長	川 俣 真 一 君
企 画 政 策 課 G 長	片 岡 昌 之 君
企 画 政 策 課 G 長	小 室 正 君
企業誘致・移住推進課長	滝 田 憲 二 君
企業立地推進室長	佐 藤 隆 君
企業誘致・移住推進課G長	山 口 美 徳 君
デジタル戦略課長	鈴 木 昭 彦 君
情 報 政 策 調 整 官	長谷川 尚 一 君
デジタル戦略課G長	中 澤 信 二 君
総 務 課 長	稲 田 和 幸 君
総 務 課 長 補 佐	木 村 幸 広 君
総 務 課 G 長	池 田 文 徳 君
総 務 課 G 長	松 葉 茂 博 君
総 務 課 G 長	関 根 聡 美 君
財 政 課 長	本 岡 亜 紀 君
契 約 検 査 室 長	小 谷 淳 一 君
財 政 課 主 査	河 内 和 也 君
財 政 課 G 長	橋 本 貴 文 君
税 務 課 長	山 崎 由美子 君
税 務 課 長 補 佐	山 口 浩 之 君
税 務 課 G 長	平 沢 知 之 君
税 務 課 G 長	遠 藤 仁 君
危 機 管 理 課 長	谷田部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
危 機 管 理 課 G 長	鈴 木 恵 寿 君
危 機 管 理 課 G 長	大 澤 充 史 君
笠間支所地域課長	根 本 薫 君
笠間支所地域課長補佐	石 川 真理子 君
笠間支所地域課主査	鈴 木 桂 一 君

岩間支所地域課長	橋本祐一君
岩間支所地域課長補佐	石井敬司君
岩間支所地域課主査	田辺覚君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	鈴木晃君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
環境政策課G長	持丸博之君
資源循環課長	成田崇君
資源循環課長補佐	友部光治君
資源循環推進室長	安齋岳美君
環境センター所長	柏崎泉君
資源循環課主査	川末洋行君
資源循環課G長	水越禎成君
議会事務局次長	堀内恵美子君
次長補佐	鶴田貴子君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子

議事日程

令和6年12月3日（火曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

- ・議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ・議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- ・議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

（2）その他

午前 10 時 00 分開会

○安見委員長 総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務企画委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。

○安見委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、堀内次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は鶴田次長補佐にお願いいたします。

また、本日は傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務企画委員会に付託になりました議案等の審査であります。審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは初めに、消防本部消防総務課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 消防本部次長兼消防総務課長の谷口でございます。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、消防本部消防総務課所管分を歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明いたします。

歳出でございます。32ページを御覧願います。

最下段、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、3節職員手当等は人事課所管となりますので、1段下の7節報償費から説明いたします。

報償費2万円は、令和7年消防出初め式において、ウェルネス高等学校吹奏楽部の演奏御協力に対する謝礼金でございます。

次に、33ページを御覧いただき、最上段、10節需用費311万1,000円は、令和7年度新規採用職員の制服や作業服等、貸与品8名分の購入経費でございます。

なお、採用予定職員数ですが、当初は今年度定年退職等の4名を予定しておりましたが、自己都合による退職者が4名加わったため、合計8名の採用を予定しております。

17節備品購入費190万4,000円は、先ほどの需用費と同様に、新規採用職員の消火活動時などに着用する防火衣一式8名分の備品購入費でございます。

18節負担金補助及び交付金は、警防課所管のため、追って担当課から説明いたします。

1行下、3目消防施設費、14節工事請負費607万2,000円のうち施設整備工事費394万

9,000円は、岩間消防署の敷地出入口の間口が狭く、車両の大型化などにより緊急車両の出動に支障があると多くの職員から意見が出たため、安全管理等を考慮し、歩道境界ブロックの一部を撤去し、間口をもととの8メートルから12メートルに拡幅する工事です。

その1段下、設備設置工事費49万5,000円は、公共施設等で雷による電子機器の故障が多発したため、この対策として、防災拠点であり災害時の無線統制や車両選別などを行う茨城消防指令センターの端末機器が設置してある消防本部庁舎に避雷設備を設置する工事費です。

1段下、消防施設撤去工事費及び17節備品購入費は、警防課所管となります。

18節負担金補助及び交付金198万円は、市野谷地内岩間消防署前に消火栓1基を設置するための負担金です。これは、岩間消防署庁舎建設に伴い、敷地内に設置されていた消火栓を撤去したため、歩道付近に再設置するものです。令和6年4月の法令改正、消防水利の基準の緩和により設置するものです。

以上で消防本部消防総務課分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 先ほどウェルネス高校への謝礼金のお話がありましたよね。毎回出初め式に来ていただいて、寒い中、いい演奏してくださるんですが、この2万円というのは、例えばマイクロバスで来たり、それから職員の方が来ますよね、指揮者とか、それから生徒も来ますよね。そういう移動の費用とか何かに不足なく充当できるお金なんですか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 移動等のお金に充当できるものなのかという御質問かと思うんですけども、消防のほうでお弁当とかジュース代は出しております。マイクロバスは学校のものを利用して来てもらうようにはしておりますが、前年度も2万円をお願いしておりまして、令和7年度の出初め式も2万円をお願いしようかと考えております。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 分かりました。はたから見ても不足している額ではないということですね。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 2万円が妥当かと認識しております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 先ほど岩間消防署の避雷施設を造るということなんですけれども、確かに雷が多く発生して、通信機器などに被害を与えるケースがたくさん出ていると思うんで

すけれども、その避雷の施設は、施設のどの辺まで防護できる機器なんでしょうか。半径50メートルとか、そういう機器の性能、どういう性能で効果を発揮するのか、お願いします。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 避雷機器ですけれども、消防本部庁舎に設置するものは、雷サージ、いわゆる落ちてから、地下から電気を拾ってしまっただけで電子機器が壊れてしまうというのに対応するものでして、消防本部庁舎ではキュービクルのところに、屋内に入る電源のところで、地下から、アースからだと思うんですけれども、地下から入る電源を遮断するものです。

ですので、範囲とかそういうものではなくて、消防本部施設の機器を守るものというふうになっております。

○安見委員長 いいですか。

田村委員。

○田村泰之委員 石井委員の質問と似ているんですが、避雷針の、これは絶縁のあれということでもよろしいですか。絶縁タイプの、拾わないということ。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 電気自体を遮断すると、また絶縁というか、供給しないようにするものです。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 1点ですが、確認です。消防の8名退職でよろしいですか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 8名の退職が見込まれております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 そうすると、新規で8名採用、応募するということ。

○谷口消防次長兼消防総務課長 そのとおりでございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 あと、もう1点なのですが、消火栓の移設198万円、これ水道事業と絡んでこないですか、移設するのに。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 田村委員おっしゃるとおりで、負担金として水道事業のほうに支払うものとなっております。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 09 分休憩

午前 10 時 10 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、警防課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課長中村でございます。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、消防本部警防課分を御説明いたします。

歳出でございます。32ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、次のページ、18節負担金補助及び交付金55万円の減額となります。

内訳ですが、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金55万1,000円の減額ですが、令和5年度の余剰金が決定したためでございます。

下の行、茨城消防救急無線・指令センターシステム整備負担金1,000円については、通信機器の更新に伴い、通信費が値上がりしたため増額するものでございます。

次に、下の段、3目消防施設費、14節工事請負費、消防施設撤去工事費162万8,000円でございます。これは、地権者の要望により旭町地内と安居地内の20立米防火水槽を撤去するもので、水利状況を調査した結果、撤去しても直近の消火栓で包含可能であるため消火活動に影響がないと判断したものでございます。

続きまして、17節備品購入費91万円の減額は、公共施設AED更新事業の事業費が確定したことによるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 通信費は幾ら上がりましたか。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 通信費は今回1,000円ほどが上がったんですけれども、前回は881万7,000円から881万8,000円ということで、1,000円ほど上がりました。

以上です。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 岩間地区の防火水槽の撤去、これは以前、去年とおととしかな、消火栓、何個か設置しているではないですか。そういうふうなあれで防火水槽は要らなくなったという計算でよろしいでしょうか。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

○田村泰之委員 ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課甘利です。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の秘書課所管分について御説明いたします。

初めに、6ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

令和7年度当初から業務を行うため、今年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為として設定するもので、秘書課所管分につきましては、まず上から4行目の台湾交流事務所運営委託についてでございます。台湾交流事務所の運営管理などに関して業務委託するもので、限度額を2,505万7,000円とし、1年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その二つ下、広報かさま印刷・発送業務委託についてですが、「広報かさま」の印刷・発送業務を委託するためのもので、限度額を1,300万円とし、1年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その下の広報かさまスマホ版作成業務委託についてですが、本年11月から運用を開始しました「広報かさま」と「広報かさま」お知らせ版のスマートフォンでの閲覧用ページの作成業務を委託するためのもので、限度額を237万6,000円とし、1年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入はございませんので、歳出について主なものを説明いたします。

18ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち10節需用費123万4,000円のうち、秘書課所管分としましては、消耗品費107万7,000円のうち、市長や来客や訪問先等への手土産代として16万5,000円と、その下、食糧費としまして、来客へのお茶代、外国の駐日大使などとの会食にかかる費用として15万7,000円などが主なものになっております。

以上が秘書課所管分の補正内容の説明になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 それでは、説明の点に関して質問させていただきます。

6ページの債務負担行為補正というところで、台湾交流事務所運営委託に2,505万7,000円が計上されておりますけれども、この内訳を教えてくださいんだけれども、お願いします。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 内訳の主なものとしましては、例えば管理費としまして、事務所の賃借

料につきまして月6万元、大体日本円で言うと30万円になるんですけれども、その12か月分360万円、あとは、職員の、現地スタッフの人件費につきまして年間800万円、あと現地での活動費、主な広報掲載料とか広告料とか、あと現地でのイベントの出展料、それが60万4,000円、大きなところにつきましては、大体そのような形になりまして、主に現地の施設、現地の事務所の運営費及び現地でのPR活動、あとイベントへの参加、現地での活動費といったものが主な内容になっております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 職員の人件費が年間800万円というお話がありましたけれども、これは、この800万円というのは、笠間の市役所の人件費に比べると、どういう水準なんですか。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 大体1人当たり、現地日本円で言うと月33万円ぐらいになります。その12か月分の2名ということで積算をしております。

現地スタッフにつきましては市の職員ですので、市の給料という形で別に支払われているんですけれども、30万円という費用につきましては、向こうの台湾での平均的な価格ということで示されておりますので、こちらについて積算をしているところでございます。

○安見委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村泰之委員 債務負担行為の「広報かさま」印刷と、「広報かさま」スマホ版作成業務委託。ちょっと的が外れているかもしれませんが、「広報かさま」スマホ、LINEとかだと思われるんですが、LINEでよろしいでしょうか。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 LINEというか、もともとはホームページにウェブ版のサイトがございまして、そこからよく、スマートフォンでもスマートニュースのような形で、スマートフォン用で読みやすいような形で読むような形です。

それにつきまして、お知らせを毎月、LINEとかさめ〜るのほうで「広報かさま」の活動をお知らせしていますので、そこから画面に入っていくことができるような形になっております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これLINEの登録者数というのは分かりますか。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 現在で8,400人ほどになっております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 そうすると、これからデジタル社会になっていくわけじゃないですか。そうすると、これ「広報かさま」の印刷代とか、そういうのを差し引くと、LINEとかさめ〜るとか、そういうほうがよりリーズナブルにできるのではないのかなと私は思う

んですが、いかがでしょうか。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 将来的には、広報紙の削減、最終的にはデジタル版に切り替えていくような形を予定しておりまして、その場合は印刷発送という、この費用というのはかからなくなってくると思われます。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

○川村和夫委員 債務負担行為で台湾交流事務所の運営委託料として2,505万7,000円なんですけれども、内訳はお聞きしたんですけれども、これは、為替が変動したときはどのように対応しているのか、円建てで円で送っているのか、向こうの台湾元というのでしたか、ああいうのに替わって、固定的な金額でいいんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたい。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 こちらは、1元5円という形の、今の大体のレートで換算しておりまして、向こうに送る際はその台湾元に換算して、向こうのほうの、現地のほうに送るような形をしております。

日本で予算を組む場合、現地でかかる費用を1元5円換算しまして、今回予算のほうを組ませていただいている次第でございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、人事課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長 藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の人事課所管分について御説明いたします。

補正予算書の18ページを御覧ください。

歳入はございませんので、歳出の主なものについて御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料83万6,000円の増は、昨年度末に改訂をいたしました笠間市人材育成基本方針に基づきまして、今年度、メンタルヘルスセミナーやハラスメント防止研修などの職場環境整備に関する研修を導入したことに伴い、増額補正をするものでございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料92万7,000円の増は、令和7年度に国へ派遣となる職員分の宿舍借上料として70万7,000円を計上するほか、今後予定をしております専門職の採用に係る職員採用管理システム使用料22万円を増額するものでございます。

以上で、人事課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 市民課の飯村です。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、市民課所管分について御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正についてでございます。

一番下になります。戸籍振り仮名法制化事務労働者派遣880万円を設定いたします。

法改正に基づき、戸籍に記載されている氏名の振り仮名を整備いたします。この整備に伴い、多くの新たな業務が発生いたします。通知発送や申請受付、問合せに対応するコールセンター業務を行うための人材確保に要する費用を計上しております。

施行日は、令和7年5月26日でございますが、施行日前に契約締結及び事務従事のための研修を実施する上で、令和6年度中に契約事務を進める必要があるため設定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま御説明がありました債務負担行為、新たな業務が発生して、いろいろな仕事があるというふうに思うんですけれども、その880万円の内訳を教えてください。

○安見委員長 市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 この計上に際しましては、まず参考の見積りを徴取をしまして、人数でございますけれども、本庁が4名、それから各センターに1人ずつ、この6名を配置します。

そしてそこで通知の発送や、先ほど御説明させていただきましたが、申請の受付、問合せに対応するコールセンターの業務を行います。

○安見委員長 金額で内訳は、多分そういう答弁を求めていると思うんですが、いかがですか。

どうぞ続けて。

○飯村市民課長 単価にいたしまして、1名大体2,033円を見込んでおります。これの1日7.75時間、そして月21日、その4か月分、そして6人を掛け合わせております。こう

しますと880万円になります。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時34分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしくお願いします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の企画政策課所管分の主な予算について御説明いたします。

議案の14ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億9,879万円は、物価高騰の影響を受けた生活者等への支援として、定額減税補足給付金事業等、2事業に充当するものでございます。

各事業の歳出の内容につきましては、担当する課において説明いたしますので御了承をお願いします。

次に15ページをお開きください。

一番下の段、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金

2,000円は、全国家計構造調査に対する県支出金の決定によるものです。

次に16ページをお開きください。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、地域応援寄附金76万2,000円は、明治安田生命保険会社が従業員からの募金を行い、自治体に寄附をされているものでございます。

続きまして18ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費1,793万6,000円のうち、企画政策課所管分は242万9,000円でございます。

1節の報酬の公民連携審議会委員報酬5万円は、各省庁における国の方針などを踏まえた事例研究など、年度内に3回目の会議を開催するための委員報酬でございます。

次の19ページ、18節負担金補助及び交付金の業務効率化調査負担金100万円は、行政改革の一環として、本市における外郭団体について、団体の総務部門における効率化などの調査を金融機関と連携して実施するための費用で、年度内は道の駅かさまの調査を実施するものです。

続きまして、20ページをお開きください。

一番下の段、2款総務費、5項統計調査費、2目基幹統計費2,000円は、歳入で御説明しました全国家計構造調査等の予算の組替えによるものでございます。

以上が、企画政策課所管分となります。よろしく申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 企業誘致・移住推進課の滝田でございます。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、企業誘致・移住推進課所管の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳出になります。

18ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額減額の1,793万6,000円のうち、当課所管分は減額の2,036万5,000円であります。

1節の報酬のパート報酬969万円の減額ほか、19ページになりますが、3節の職員手当等から18節の負担金補助及び交付金の減額は、地域おこし協力隊員7名を採用予定でありましたが、採用が2名だったため、5名分の人件費や活動費を減額するものでございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額1億4,273万8,000円のうち、当課所管分は1億4,000万円でございます。14節工事請負費の道路新設改良工事費は、安居工業地域の整備事業において、幹線道路ほか、工事費に充て、早期完了を目指すものであります。

なお、このうち国の補助対象となります工事費8,347万円の55%の4,509万8,000円が、土木費国庫補助金として交付を受けるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

川村副委員長。

○川村和夫委員 先ほどの地域おこし協力隊が7名のうち2名だけということで5名が減ったということなんですけれども、この要因というのは何なんでしょうか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 7名のうち2名が採用となり5名減という理由につきましては、まず、1名につきましては、募集をしたところ、面接まで行った結果、不採用というような結果となった内訳でございます。

そのほか4事業につきましては、採用する業務との事業調整により、採用まで至らなかったというところがございます。

現在、参考的に6名の地域おこし協力隊が活動しているという状況でございます。

○安見委員長 川村副委員長。

○川村和夫委員 ということは、笠間で求めている人材と来てくれる方がミスマッチを起こしているということなんでしょうか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 1件については、募集をして応募のあった人材との面接の結果、この方ではちょっと業務、求めている人材と違うということで不採用にした結果でございます。

そのほかにつきましては、当初予算要求時点で、こういった業務に地域おこし協力隊を採用したいという形で協議してあったんですが、最終的にそれらの事業について、例えば文化財保護であったり日本遺産の振興であったり、そういった形で採用を予定してあったんですが、事業調整の結果、採用までには至らなかったというのが現状でございます。

○安見委員長 川村副委員長。

○川村和夫委員 次年度に向けて、今後どのようにこういうことは改善して、地域おこし協力隊の人が全員が全員、笠間に来ていただいて、効果がある事業をなさるとは限らないと思うんです、結果的に。だから、選別も必要だと思うんですけれども、今後考えていかないと、こういう事業が先細りしていつてしまう可能性、例えば7名募集にしてもゼロという年が発生する可能性があると思うので、ぜひ柔軟なスタンスと、あと幅広い、笠間に来ていただいて、笠間地域が活性化するような人材を求めるとい、そういう幅広い視野で人材を集めるという方法を考えたらどうかなと思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 来ていただく方の活動しやすい環境をつくる、または最終的に定住していただくというところが狙いでございますので、それらのまず必要とする業務の選定については、庁内全課に声をかけて、庁内全課から提案を求めるという形で調整してございます。

採用につきましては、やはり途中でのミスマッチとならないように、当初の採用の面接が重要であると考えておりまして、現在は書類審査、それと併せた1次面接、2次面接という形で、しっかりした採用をするという形で、来ていただいた方が定着するような内容となるように改善を図ってやっているとございします。

○川村和夫委員 分かりました。ぜひそうしていただければと思います。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 46 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方自治体が特定個人情報を独自利用するほか、市長部局と教育委員会の情報連携を行うために定めた本条例において、独自利用事務を追加し、市民サービスの向上とともに事務の効率化を図るため改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

本条例の別表第1におきまして、機関の欄に「10市長」を、事務の欄に「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」を追加いたします。なお、これ以降、番号を改正します。

次に、別表第2におきまして、機関の欄に「28市長」を、事務の欄に「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」、特定個人情報の欄に「地方税関係情報であって規則で定めるもの」「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を追加するものでございます。

今回の条例改正等によって、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問事業において、対象者に課税または非課税証明書あるいは生活保護受給証明書の提出を求めることなく事務を

進めることができるようになりますので、対象者である市民の皆様の利便性の向上と事務を進める職員についても、スピーディーに事務を進めることができるようになります。双方にメリットが生まれるものでございます。

以上で説明を終わります。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま御説明がありました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するこの議案なんですけれども、確かに事務手続、便利になるところはありますけれども、私どもは、この個人情報の提供の範囲が広がり、そして、そのことによって情報の漏えい、それから情報の拡散の懸念があるという立場から反対をいたします。以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、デジタル戦略課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のデジタル戦略課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

最初に歳入の補正でございます。

16ページをお開きください。

一番下の21款諸収入、4項雑入、5目雑入、補正額1,089万7,000円の減のうち、デジタル戦略課所管分は、光ケーブル損害賠償金62万1,000円の増額補正でございます。

内容は、7月19日午後6時頃、下郷地内においてユニック車が光ファイバーケーブルに

接触し外皮損傷を受けた第三者行為になります。このほど張り替え工事が完了し、賠償額が確定したため、加害者が加入する保険会社に請求したものを補正するものでございます。

次に歳出でございます。

20ページをお開きください。

10目電算管理費の補正額2,227万1,000円の減額の全てがデジタル戦略課所管分でございます。

12節委託料の内訳でございますが、二つございます。一つ目は、当初は保守期限満了の既存サーバー3台の更新を予定しておりましたが、基幹系ベンダー及びメーカーの協力により、保守の1年間延長が可能となったため、不用額として2,500万円を減額補正いたしました。

二つ目は、セキュリティの強化に関するものとして、新たに基幹系においてファイル交換システムの構築を行うため、272万9,000円を増額補正するものでございます。

構築内容としましては、現在、セキュリティの関係上、基幹系、L G W A N系、インターネット系の3層に自治体のネットワークは分かれています。笠間市のネットワークも、L G W A N系とインターネット系はもちろん分かれています。そこをシステムで無害化処理することで、データのやり取りをする仕組みを導入してございます。

一方、基幹系についてはその仕組みは今のところございません。各所属長の管理の下、暗証番号付きのU S Bメモリーでデータ交換を実施してございます。しかし、昨今の全国的に発生しているインシデント事案を考慮して、所属長の許可を系統的に必要とするプロセスに変更するもので、L G W A N系と基幹系間のデータ交換のセキュリティを強化する取組でございます。

以上、電算業務委託料の減額補正は、サーバー構築費用の減額と基幹系ファイル交換システムの構築業務の増額を相殺した2,227万1,000円の減となります。

以上がデジタル戦略課の補正内容でございます。

以上でございます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 セキュリティー関係なんです。スマホもそうですし、インターネット、I P、14秒に1回攻撃されています、14秒に1回、世界からも。そういう、いろいろ検討して調べておいて、その対策をより強化してもらいたいということで、要望です。

以上です。

○安見委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑、質問ございますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 分からないのでお聞きするんですけども、L G W A N系と基幹系というのはどういうものなんですか。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 まず、L G W A N系なんですけれども、これはいわゆる自治体とか政府とか、そういった機関が結ばれているネットワークでして、いわゆる一般の市民の方とか我々など家庭で使うのがインターネット系で、そことは完全に分離されているということでございます。

基幹系というのは、分かりやすい言い方をすると、住民基本台帳とか、要は住民票を出すシステムとか税証明とか、そういったいわゆる市民の個人データというか、そういったものが入っているシステムです。それを結んでいるネットワークは、先ほどのL G W A Nとインターネット系とまた別のネットワークになっていますので、情報が直接つながっているわけじゃないということでございます。

○河原井信之委員 ありがとうございます。

○安見委員長 大丈夫ですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 異議ありの声がありました。異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○**稲田総務課長** 総務課の稲田です。よろしくお願いいたします。

議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

本案は、刑法に規定される懲役と禁錮の刑を拘禁刑に単一化するための法改正が令和7年6月1日から施行されることに伴い、本市の条例におきましても使用する文言の変更が生じることから、関係条例の整理を行うため制定するものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

今回改正の対象となる条例は、笠間市職員の給与に関する条例から、3ページの笠間市個人情報保護法施行条例までの8条例で、それぞれ別添新旧対照表のとおり条文を改正するもので、令和7年6月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。

○**安見委員長** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**安見委員長** 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**安見委員長** 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**安見委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○**稲田総務課長** 続きまして、議案第77号 指定管理者の指定について御説明いたします。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市地域交流センターいわまになります。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号、株式会社セイウン、代表取締役黒川晴予で、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間になります。

今回の指定につきましては、期間満了による更新に伴い、公募により指定管理者の募集を行ったところ、3団体から申請があり、笠間市公の施設における指定管理者の手続等に関する条例に基づき10月16日に選定審議会が開催され、審議の結果、施設の設置目的を理解した事業計画であり、計画の実現性及び類似施設の管理運営実績を踏まえ、施設の適正かつ効率的な運営を行う能力とノウハウを有していることから、株式会社セイウンが指定管理者候補として適当であるとの答申を受けており、総合的な判断の下、指定管理者として提案するものでございます。

説明は以上です。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 1点、指定管理者の選定委員会、メンバーだけ教えてください。

○安見委員長 総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 市長が指定する者としまして5名、一般の方から委員になっていただいております。

これは個人名をお答えしたほうがよろしいですか。

選定審議会の委員になります。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 審議会でしょう。何で個人情報みたいな言い方するの。

○稲田総務課長 すみません。失礼しました。

○西山 猛委員 審議会でしょう。審議会の報酬も出しているんでしょう、審議会の委員に。報酬払っている者の名前を出してはいけないなどということないでしょう。

○安見委員長 総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 すみません、失礼しました。

市長が指定する者としまして、一般の方といいますか、企業の方、株式会社いばらき不動産の専務取締役の鈴木くに子委員、公益社団法人茨城県薬剤師会専務理事の柴田隆之委員、株式会社筑波学園ホテル代表取締役社長の石田奈緒子委員、有限会社共栄モータークラブ代表取締役の小沼茂文委員、有限会社三共金属工業所工場長の田所隆充委員。そのほか、市執行部のほうとしまして副市長、政策企画部長、総務部長、教育部長が委員となっております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 一般という表現が正しいかですね。一般企業だったりするんでしょう

けれども、一般の市民というレベルではないよね。

○安見委員長 総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 あくまで市長が指定する者という規定になってございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それは市長が指定したんですね。分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 引き続きまして、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の総務課所管の補正予算の主なものにつきまして御説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

債務負担行為の補正になります。

上から5番目の区長文書配送業務委託、こちら期間は令和7年度1年間、限度額が160万円になります。笠間地区の区長文書配送業務を令和7年度当初から行うことから、債務負担行為を設定しまして、本年度内に契約行為を行うものでございます。

次に、下から2番目の地域交流センター笠間地区運営業務委託で、期間は令和7年度1年間、限度額が640万5,000円になります。こちらは笠間地区の地域交流センターの運営を令和7年度当初から行うことから、債務負担行為を設定し、本年度内に契約行為を行うものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。

歳出になります。

下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費の消耗品費107万

7,000円のうち91万2,000円の増額は、コピー用紙や文具などの事務用品の不足分を見込んだものになります。

次に、その下の2目文書広報費167万円の増額は、今年10月1日の郵便料金改定に伴う郵便料金の不足分を見込んだものでございます。

説明は以上です。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 財政課本図と申します。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

予算書6ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。

このうち財政課所管分は、表の下から3段目、電子調達システムヘルプデスク業務委託、令和7年度の期間として限度額85万8,000円を設定するものでございます。これにつきましては、物品購入や役務の提供に関する電子入札システム、いわゆる電子調達システムの

運用において、入札参加業者からのシステムに関する様々な問合せに対応するヘルプデスクの業務を外部委託する内容のものでございます。今年度中に契約に向けた事務を進め、新年度4月1日からスタートさせたいことから今回設定するものであります。

次に9ページを御覧ください。

第4表地方債補正でございます。

まず、1の追加といたしまして、市道整備事業債（長寿命化対策）4,440万円は、今回歳出予算に計上する舗装修繕工事の財源とするためのものでございます。

次の10ページを御覧ください。

2の変更といたしまして、市道整備事業債（狭あい道路整備等促進事業）をはじめ、5件につきまして、今回歳出予算に計上する当該事業の補正などによりまして、起債限度額を補正するものでございます。

次の11ページを御覧ください。

3の廃止といたしまして、クラインガルテン整備事業債3,510万円、市道整備事業債（道路新設改良事業）2,090万円につきましては、財源組替えにより当該地方債の扱いを廃止するものであります。

次に歳入になります。

16ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,665万円の増額は、今回補正予算の財源調整として計上するものでございます。

次の17ページを御覧ください。

22款市債でございますが、先ほど第4表地方債補正で説明させていただいたものでございます。

続きまして、歳出になります。主なものについて御説明いたします。

20ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、14目基金費1,000万円の減額につきましては、元氣かさま応援基金に積立てをせず、今年度、直接事業に充当するためのものでございます。

次に36ページを御覧ください。

12款諸支出金、1項公営企業費につきましては、2目上水道事業支出金、その下、3目下水道事業支出金まで、地方公営企業に属する職員の児童手当の負担をはじめ、公営企業への繰り出し基準に基づくものの合計で2,339万3,000円の増になります。

説明は以上でございます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 財政調整基金の組入額が一定額されていますよね。その組入れによって

財政調整基金の現在額というのが幾らになっていますか。

○安見委員長 財政課長本図重紀君。

○本図財政課長 今回の補正終了後になりますが、約59億300万円ほど残がある形になります。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、昨年度末の財政調整基金の総額はたしか74億円、詳しいことはちょっと今言いませんけれども、その程度あったと思うんですが、この間、そうしますと、20億円くらい財政調整基金が減ったということになりますが、財政調整基金の20億円の主な行方は分かりますか。

○安見委員長 財政課長本図重紀君。

○本図財政課長 令和5年度末に関しまして、財政調整基金のほうの残高は約69億円になっております。

あと何に使ったかということになるんですけども、一般財源の中でいろいろな事業で出ていきますので、これといったものではないかと思えます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、69億円の財政調整基金でしたか、それが、何か表には74億円とあった記憶があるんですが、69億円なんですね。

それで、現在59億円で、約10億円が各種用途に利用されたということになるわけですか。

○安見委員長 財政課長本図重紀君。

○本図財政課長 74億円に関しましては、令和4年度末の金額になっております。

○石井 栄委員 失礼しました。結構です。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前 11 時 22 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課、議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、固定資産税の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の追加に伴い、課税標準の特例割合を定めるものでございます。

主な改正内容を新旧対照表により御説明申し上げます。

8 ページを御覧ください。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございます。

第7項といたしまして、再生可能エネルギー発電設備のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満の出力規模のもので、一般木質及び農作物の収穫に伴って生じるわらやもみ殻などを燃料とするバイオマス発電設備について、わがまち特例における特例割合を国が示している参酌基準の割合でございます7分の6とする規定を追加するものでございます。

9 ページを御覧ください。

附則第10条の2、第16項につきましては、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指し、官民が一体的に交流、滞在空間を創出するために整備した土地家屋償却資産について、わがまち特例における特例割合を国が示している参酌基準である2分の1とする規定を追加するものでございます。

なお、特例割合は、課税標準に乗じることにより固定資産税の額が減額となるものでございます。

このほか、法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など所要の改正を行ってございます。

2 ページにお戻りください。

附則についてでございます。

第1条につきましては施行期日について、第2条につきましては市民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 市税条例の改正について、固定資産額の特例軽減ということに関してですけれども、これは再生可能エネルギー発電施設について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減するという資料があるんですけれども、その中では、バイオマス発電設備、2万キロワット未満、1万キロワット以上は、課税標準が3分の2で、括弧して2分の1から6分の5というふうに規定としてはなっているんですよね。

それで、今回は、木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものが7分の6ということに区分けされているというふうに別の資料では載っているんですけれども、一般的な1万キロワット以上2万キロワット未満で3分の2というのが7分の6になっているというのは、一般木質、バイオマス農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料の区分というのは、なぜそういう扱いになるのかなということなんですけど、これについて、何か説明をいただくことができますか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 再生可能エネルギーの特にバイオマス発電につきましては、古くは2分の1、こちらの特例割合は小さければ小さいほどより有利な制度でございましたが、古くは2分の1だったところから、平成30年頃に3分の2ということで、若干条件が悪くなっていると。これは、特に1万キロワット以上につきましては、やはり木質の確保など懸念材料もあることと、あとは必要な分の目的は達成したと国のほうでお考えになったのではないかというふうに推察はされます。

ただ、私たちが調べた状態の中では、具体的にはっきりと国が根拠を示したものはございませんでした。

今回、さらに7分の6という、さらに条件が厳しくなっている状況でございますので、2分の1から3分の2、そして6分の7という方向性で、木質とバイオマスについてはある程度目的を達成したと国はお考えになっているのではないかと私どもは推察しております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 国が、エネルギー基本計画で、再生可能エネルギーの普及をさらに拡大していくと、普及を図るという方針から見ると、7分の6というのは、2分の1は50%ですけれども、0.8571ということで条件が悪くなってきたのはなぜなのかなと、考えれば考えるほど不思議なんですけど、それを聞いたかったわけです。

以上です。

○安見委員長 よろしいですか。

石井委員。

○石井 栄委員 もう一つ、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置、ウォークブル推進条例ということで、これを特例割合として2分の1にするということですが、滞在快適性等向上区域において、民間事業者等が市町村による公共施設の整備等と一体的に民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の土地建物償却資産に適用するということになっておりますけれども、具体的なイメージがあまりよく分からないんですが、旧笠間市とか友部地区などでは、どういうところが地域の適用になる可能性がある場所なんですかね、どこでもではないと思うんですけれども。

○安見委員長 答弁できますか。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 こちらの滞在快適性等向上区域につきましては、その前段といたしまして、都市再生整備計画というものを立てまして、その都市再生整備計画の中でさらにこの滞在快適性等向上区域を設定するということになっております。

現時点では、笠間市においては都市再生整備計画は以前はありましたが、全て終了しており、対象にはないという状況になります。

今後、どこが対象になる可能性があるかということにつきましては、まだはっきりとどこということまでは決定はしていないと聞いております。

今後、必要に応じ、公共施設の整備等を行うときに、またこの計画が立てられ、その中で、こちらの向上区域が設定されるということになりますので、現時点でこの地域ですと断定するのは難しい状況でございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 確認します。特定再生エネルギー発電というのは、太陽光、風力、火力、地熱、水力、バイオマスなどがあります。それで理解してよろしいでしょうか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 あとプラス地熱というのがございます。

今の田村委員のおっしゃるとおりの理解でよろしいと思います。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 それでは、これ恐らく東京都知事の小池都知事が、今、ペロブスカイトを進めているようですが、それに向けてのこの条例というふうな解釈と思ってもよろしいですか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 今回の改正につきましては、あくまで国の地方税法改正に伴う改正でござ

ざいます。

こちらの再生エネルギーにつきましては、もう既に延長延長で長く続いているものでございまして、その中でバイオマスという、さらに区分が小さくなって新しくなったものなので、そちら、あくまで地方税法で今年4月に改正された地方税法に基づく改正でございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、危機管理課所管分について御説明をいたします。

歳出の20ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費1,109万5,000円の増は、10節需用費、光熱水費に不足する防犯灯や防犯カメラなどの電気料金93万9,000円を補正し、また14節工事請負費14万3,000円の増は、防犯力強化のため稲田駅前に防犯カメラ1台を設置するものです。

18節負担金補助及び交付金にインターネット、SNSなどを利用した匿名流動型犯罪グループによる強盗事件が多数発生していることから、防犯対策として防犯用品の購入費補

助を行うため1,000万円を補正するものでございます。

補助要件、補助率は、昨年度実施した我が家まるごと防犯対策事業とほぼ同様とし、市内の販売店や工事店に限定し、補助率は2分の1、補助上限を10万円としています。

対象の用品には、新たに、茨城県は車の盗難では犯罪率全国1位となっていることから、ハンドルロック、そしてタイヤロックを追加し対象としております。予算成立後、広報紙やホームページなどを活用し、速やかに防犯対策へ取り組んでいただけるよう周知してまいります。

歳出の33ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費354万5,000円の増は、10節需用費、光熱水費に不足する防災行政無線電気料金54万5,000円を増額補正するものです。12節委託料に防災訓練委託料として300万円を補正するもので、能登半島地震を踏まえ、今年度は新たな取組として一般的なキャンプギアやアウトドアを取り入れ、住民参加型、テントを活用した防災宿泊体験など防災イベントを令和7年2月に実施を予定しております。

また、一般の方に広く来ていただけるよう、簡易トイレなどの防災用品の展示や、災害時の避難生活に役立つ知識の習得など、新たな訓練方法を取り入れ、効果的に実施できるよう進めてまいります。

説明は以上でございます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 稲田駅の防犯カメラ1基でよろしいですね。どの辺につけるんですか。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 稲田駅前の防犯カメラ1台につきましては、現在、駐車場に既存の防犯カメラ1基ございます。それプラス駅前あるいは駅の周辺を映せるような撮影範囲になっている部分を駐車場の既存のポールに添架するような形で増設するよう考えてございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これは、前から思っていたんですけども、稲田駅はついていなかったんです、今まで。福原駅はついていましたけど。

これ、なぜ今言ったかという、1基だとちょっと足りないのかなと、心細い部分がありまして、それなぜかという、消防詰所の前の、これ担当違うかもしれないですけども、山積みになっています、トンバックで。ちょっといろいろ難しくて、国と県も動いているみたいですが、そういう絡みがありまして、何かあったら大変だなと思っていて、ちょっとカメラを、広角のカメラのほうがよろしいのかななどと思ったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 防犯カメラとか、例えば碎石の防犯砂利とかも対象だと思うんですけども、笠間市内の業者から購入するものということですけども、ハンドルロックとかタイヤのロックというのも、やはり笠間市内の業者ということなんですか。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 あくまでも購入に当たっては、市の業者に配慮しまして、限定をさせていただいています。

また、ハンドルロックなどについては十分確認はしましたが、山新とか販売をしているのを確認してございます。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 会社の所在地じゃなく、笠間の販売店で買えばいいということですね。分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

川村副委員長。

○川村和夫委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの安心安全防犯緊急対策補助金1,000万円なんですけれども、これ前回も予算を組んでいたと思うんですけども、その金額と、補正予算が成立したら早急にと言われましたけれども、具体的にはいつ頃から実施する予定なんですか。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 昨年10月から申請を受け付けまして、1月まで申請期間を設けて実施させていただいたところでは、実績になりますけれども、412件の申請がございました。金額的には1,504万2,400円を補助してございます。

あと、広報につきまして、予算成立後速やかにということで、今月中に、お知らせ版あるいはホームページ等で周知してまいりたいと思っております。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 河原井委員の質疑と同じになりますが、ハンドルロック、あとタイヤロック、あれおもちゃなので、恐らく持っていかれてしまうんです、はっきり言いますと。

もっと考慮してやった場合は、トラックとかでもバッテリー等に電流が流れないように、そういうものがいろいろあるんで、あとプロにかかると、タイヤロックだのハンドルロックなど持っていってしまうので、よろしくお願いします。

以上です。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。
本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 43 分休憩

午前 11 時 43 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間支所地域課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間支所地域課長根本 薫君。

○根本笠間支所地域課長 笠間支所地域課根本です。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、笠間支所地域課の補正予算について御説明申し上げます。

歳出になります。

19ページをお開きください。

下から2段目になりますが、2款総務費、1項総務管理費、8目笠間支所費、14節工事請負費49万5,000円の増は、落雷による高電圧から電気電子機器を故障から守るための避雷器設置工事に係る経費を補正するものでございます。

説明は以上です。

○安見委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午前 1 1 時 4 5 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩間支所地域課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 岩間支所の分につきまして説明させていただきます。

歳出のみの補正になります。

19ページを御覧いただければと思います。

2款総務費、1項総務管理費、9目岩間支所費、補正額297万7,000円の増額になります。

内訳でございますが、10節需用費、光熱水費121万5,000円は、庁舎屋根にP P Aによりまして太陽光発電設備を導入したことにより、試算では100万円程度の削減効果が見込まれるものの、施設利用者の増加等に伴いまして、電気料99万6,000円、上下水道使用料21万9,000円を増額するものでございます。

次に、14節工事請負費49万5,000円は、先ほど笠間支所にも説明ありましたが、落雷による過度的な異常電圧、高電圧から電気電子機器等への影響を防ぐため、新たに避雷設備を設置するものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

17節備品購入費126万7,000円は、岩間支所の防犯カメラの映像録画保存システムの故障に伴いまして、新たに録画レコーダーを購入するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分休憩

午前 11 時 48 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課です。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境政策課所管分につきまして、事項別明細書により説明いたします。

26ページを御覧願います。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、補正額738万5,000円の主なものとして、選定が見送られております第5回の脱炭素先行地域計画提案に対する環境省評価委員会からのコメントに対応し、改めて選定を目指す計画提案に必要な事業費を計上するものでございます。

初めに、12節委託料74万6,000円でございます。計画策定業務委託料49万5,000円は、選定結果のコメントで未実施との指摘のあった先行地域内の住宅や店舗等に太陽光パネルが設置できるかの可能性調査の委託料でございます。

商品開発委託料25万1,000円は、1行上の燃料費27万5,000円と合わせまして、先月の秋市でも実施いたしました廃プラスチックを灯油並みに油化したものを笠間焼の灯油窯で使用する実証実験のための費用でございます。

次に、14節工事請負費356万4,000円は、笠間焼協同組合や陶芸大学校などから廃棄する陶器を舗装材として活用するために提供していただき、笠間工芸の丘の外構の一部に廃棄陶器を活用した舗装として60平方メートルを施工し、先行地域の取組としてPR等にも活

用するための費用になります。

最後に、18節負担金補助及び交付金76万3,000円でございます。先行地域の基幹電力となります笠間芸術の森公園と道の駅かさまの駐車場にカーポート型のソーラー発電設備を設置するに当たり、発電した電力を送電網に受け入れていただくための系統接続工事費負担金でございます。この費用を負担することで発電した電力を東京電力が受け入れていただける系統連系の権利が確保されるものでございます。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 委託料として、計画策定業務委託料が49万5,000円、商品開発委託料が25万1,000円、こういう数字が出ていますけれども、これで来年度の先行地域の採用を目指すわけですね。それが実現すると、およそどのくらいの補助が市のほうに下りてくる見込みなんですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 事業費にもよりますが、全体の補助対象経費の3分の2が補助の金額に、交付金の金額になってきます。

前回で申し上げますと、事業費46億円程度の事業費に対しまして、ちょっとすみません、詳しい数字をちょっと把握できていないんですけれども、26億円ぐらいが交付金で頂けるような形での提案でして、実質、笠間市からの単独費の支出額としては3億円ちょっとだったと思っております。

今後新たな計画を立てるということで、事業費なども変わってくると考えております。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 委託料の374万円は、具体的にどの場所にどういうことをするのか。

○安見委員長 見る段が違ってきます。

○河原井信之委員 ごめんなさい、356万4,000円です。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 工事請負費の356万4,000円につきましては、笠間工芸の丘で今新しく新築した建物があると思いますが、そこの外構の舗装工事の一部を施工する予定でおります。一般の方が通るところというよりは、荷物の搬入搬出をするような場所に施工させていただいて、そこにPRの表示とかをさせていただくような形で考えております。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 そういふのはどういったPRになるんでしょうか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 先行地域の取組として廃棄陶器をリサイクルして造った舗装ですよということで、それを市民が使うような場所にも波及させていけるようになることで、リサイクルというところを広げていけるというPRをしていこうと思っているところです。

脱炭素に関しては、当然、今考えているのは笠間焼を脱炭素化して、民生部門にもどんどん波及させていきたいと思いますというような形で考えていますが、プラスアルファの取組として、リサイクルをすることで脱炭素にも貢献していくということで考えているものでございます。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 それは、国からそういうことをすれば選考されやすくなりますよというように言われたものなのですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 この事業をやればというようなことは特に言われてはおりませんが、当然、笠間焼としてどういったことが脱炭素に貢献できるかというものを市のほうでも考えた上での取組になります。

笠間焼協同組合とか陶芸大学校のほうにも確認させていただいて、やっぱり廃棄するために費用がかかるとか、そういった課題もございましたので、そういった課題を解決する対策としても提案していくべきものだと思っております。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 せっかくお金をかけてやるわけですから、しっかりと国にアピールしてしっかりと次は取っていただけるようお願いいたします。

以上です。

○安見委員長 小里環境推進部長。

○小里環境推進部長 先ほど石井委員からの質問に、大内課長の答弁が若干あやふやになってございます。明確な答弁させますのでよろしく願いいたします。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 申し訳ありません。先ほどの石井委員の御質問に対して、事業費、先行地域の事業費と交付金の額、こちらを説明させていただきます。

前回、第5回に提案した内容でございます。

事業費につきましては、全体で約42億円、それに対して国からの交付金の見込額が26億円ということで試算しております。

以上です。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午前 11 時 59 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資源循環課、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の資源循環課所管分の主なものにつきまして、第3表債務負担行為補正と事項別明細により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正でございます。

表の下から4段目、公害分析測定及び水質等検査業務委託、限度額1,950万円でございますが、本業務は、環境センターの公害分析測定及びその周辺の水質検査と、諏訪クリーンパーク並びに大郷戸清掃センター跡地の浸出水や放流水、周辺地下水等の水質の検査に関する業務でございます。令和7年4月からの業務開始に向け、年度内に契約事務を進めるなど準備いたしたく、今回、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

歳入についてでございます。

ページ、下段となります。21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のエコフロンティアかさま地域振興交付金5,000万円の減は、地域振興に要する費用としまして、一般財団法人茨城県環境保全事業団が負担するとして24億円の確保に向けたものでございまして、今年度交付額として当初1億円を予定してございましたが、これまでの交付累計額並びに現在令和8年度末を予定とされている埋立て終了等を考慮した中で、減額計上させていた

だくものでございます。

あわせて、歳出予算におきましても、振興整備基金積立金について同額を減額計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。

ページは26ページでございます。

ページ下段を御覧ください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、8節旅費の普通旅費1万2,000円の増は、新環境センター整備に伴う地域住民の先進視察見学会の随行に係る職員6名分の旅費について計上させていただくものでございます。

地域住民の皆様に対しましては、本年9月19日に土浦市汚泥再生処理センター並びに土浦市清掃センターの見学会を実施するとともに、今月には町田市バイオエネルギーセンターの見学会を計画しているところでございます。今月の視察も含め、これまでの見学会に参加できなかった方をはじめ、さらなる見学機会の提供や説明の場の設定としまして、次回年明け以降に予定する視察見学会に関わる経費について今回計上させていただくものでございます。

なお、同目10節需用費の食糧費6万3,000円と13節使用料及び賃借料のバス借上料3万3,000円につきましても、この視察見学会に関連する費用として合わせて計上させていただくものでございます。

次に、同目10節需用費の消耗品118万2,000円の増は、本年8月に本市とENEOS、株式会社吉川油脂の3者で締結いたしました廃食用油のリサイクル促進に向けたものでございまして、市民が繰り返し使える回収専用ボトルの購入に係るものでございます。市内商業施設等における拠点回収所の設置に合わせた市民向け促進キャンペーン等において、配布、利用を促進していくものでございます。

なお、次のページになりますが、同目17節備品購入費97万7,000円は、拠点回収所に設置する専用の回収ボックスの購入に関わる経費で、合わせて計上させていただいております。

続きまして26ページでございます。

次に4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料の計画策定業務委託料374万円の増は、現在策定に向けて検討を進めております施設整備基本計画策定業務委託に関わるもので、さきの清掃施設整備調査特別委員会でも御報告させていただきました施設稼働開始予定年度の変更に伴う計画基準年度の見直しにかかるごみ量、ごみ質の将来予測値の変更並びにこれらを踏まえた施設規模の見直し等により、これまで策定業務で整理してきた内容について、整理変更が生じたために伴う経費でございます。

続きまして、27ページをお開きください。

同目18節負担金補助及び交付金の新清掃施設地域振興整備補助金60万円でございますが、新環境センターの設置及び管理運営に関わる基本協定に基づきまして、地域から出された

要望に対するもので、柏井団地区公民館の網戸等改修に対する補助でございます。

またその下、諏訪クリーンパーク地域振興整備補助金234万2,000円は、同じく諏訪クリーンパーク第2期最終処分場の設置及び管理運営に関わる基本協定に基づく地域要望でございます。小人町集落センターの改修に対する補助でございます。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、18節負担金補助及び交付金の茨城地方広域環境事務組合負担金1,459万5,000円の減は、先月13日に開会されました令和6年第2回茨城地方広域環境事務組合定例会におきまして、同組合の補正予算が承認されましたことを受け、関連項目について同額を減額計上させていただくものでございます。

同じくその下、茨城県央環境衛生組合負担金651万7,000円の減は、先月22日に開催されました令和6年第1回茨城県央環境衛生組合議会定例会におきまして、同組合補正予算が承認されたことを受け計上させていただいたものでございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時07分休憩

午後零時08分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のう

ち、議会事務局所管分について御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

第3表債務負担行為の補正でございます。

一番上の段、議会会議録作成及び検索システム運用業務委託でございますが、期間は令和7年度から令和11年度、限度額3,620万円を設定するものです。

本年度末で現在の業務委託契約が終了することから、令和7年度当初から速やかに業務を執行する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2段目の議会中継配信機器運用業務委託でございますが、期間は令和7年度から令和11年度、限度額7,420万円を設定するものでございます。

本年度末で現在の業務委託契約が終了し、配信機器の入替えを行い、令和7年度当初から速やかに業務を執行する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、3段目の議会だより作成業務委託でございますが、期間は令和7年度の1年間、限度額360万円を設定するものです。例年第1回定例会の内容を5月中に発行するには、年度当初から速やかに業務を執行する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして歳出でございます。

18ページを御覧ください。

1款1項1目議会費、10節需用費15万6,000円は、会議録等の印刷製本費で、単価上昇に伴い不足が生じたため増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果につきましては、今期定例会最終日に報告す

ることになります。

なお、報告書の作成については、私と副委員長に一任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議ありませんでしたので、一任させていただくことに決定いたしました。

その他で何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後零時 11 分閉会